

鹿児島市運転者確保広報支援業務仕様書

1 業務名

鹿児島市運転者確保広報支援業務

2 業務の概要

物価高騰の影響を受ける公共交通機関である民間路線バス及びタクシーの運転者不足への対応を図るため、PR動画を作成するとともに、指定のSNSでのターゲティング広告を実施し、運転者確保に向けた広報支援を行うもの。

3 委託期間

契約の日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務の内容

(1) PR動画等作成業務

① PR動画

YouTubeやXをはじめとするSNSサイト上に掲載し、スマートフォンで閲覧することを主としたショート動画とし、「バス及びタクシー運転者のプロモーション動画」に加え、運転者確保及び養成のための取組並びに各種支援制度の内容を含めた動画について企画・制作するものとする。

ア. 表現内容等

- ・キャッチコピーやその他の表現等で大きなインパクトを与える。
- ・若年層、女性、就職氷河期世代に訴求力がある内容とする。
- ・SNS広告等で活用することを想定したものとし、拡散しやすい内容とする。

イ. 動画の長さ・本数

15秒動画（県内向け・県外向け）、30秒動画（県内向け・県外向け）それぞれ、バス、タクシー別 計8本

ウ. 納品方法

- ・MP4データとして納品
- ※併せて、SNS広告用データ等を本市へ納入することとする。
- ・サムネイル画像をPDFデータとして納品

エ. 注意事項

- ・出演者等を起用する場合は、肖像権その他法的な問題が発生しないようにすることとし、権利処理等の手続きについては受託者がすべて行うものとする。
- ・制作した動画は、発注者の確認を受けること。修正があるときは、変更指示を受け修正した動画について再度発注者の確認を受けること。
- ・制作した動画は、鹿児島市ホームページやSNS広告等において運転者確保用に活用できるものとする。

- ・納品後にデータの変換依頼があった場合は応じること。

オ. 納入期限

- ・令和7年7月24日（木）

②ランディングページの作成

YouTube、X、Instagram、の3媒体にて、ランディングページの作成及び管理を行うこと。

③チラシ作成

バス・タクシー運転者就職支援補助金制度を周知するため、チラシを作成すること。

ア. 規格 A4、両面、コート紙 110

イ. 部数 2,500部

(2) ターゲティング広告業務

①ターゲティング広告業務

YouTube、X、Instagram、TVerの4媒体にて、ターゲティング広告の設定及び管理を行うこと。

ア. YouTube

- ・(1)で作成したPR動画を用い、広告の設定及び管理を行うこと。なお、動画広告フォーマットや投稿内容の詳細については発注者の確認を受けること。
- ・広告費用は、1,600,000円（税込み）以上とする。
- ・広告は以下のターゲティング設定を行うこと。
 - a. 性別 全て
 - b. 地域 東京、福岡、鹿児島

イ. X

- ・(1)で作成したPR動画を用い、広告の設定及び管理を行うこと。なお、広告配信面や投稿内容の詳細については発注者の確認を受けること。
- ・広告費用は、800,000円（税込み）以上とする。
- ・広告は以下のターゲティング設定を行うこと。
 - a. 性別 全て
 - b. 地域 東京、福岡、鹿児島

ウ. Instagram

- ・(1)で作成したPR動画を用い、広告の設定及び管理を行うこと。なお、広告配信面や投稿内容の詳細については発注者の確認を受けること。
- ・広告費用は、800,000円（税込み）以上とする。
- ・広告は以下のターゲティング設定を行うこと。
 - a. 性別 全て
 - b. 地域 東京、福岡、鹿児島

エ. TVer

- ・(1)で作成したPR動画を用い、広告の設定及び管理を行うこと。なお、広告配信面や投稿内容の詳細については発注者の確認を受けること。
- ・広告費用は、1,600,000円（税込み）以上とする。
- ・広告は以下のターゲティング設定を行うこと。
 - a. 性別 全て

b. 地域 東京、福岡、鹿児島

②広告設定期間

令和7年9月20日（土）から令和7年12月31日（水）まで

③効果検証業務

効果検証の実施として、SNS広告のクリック数や動画再生回数などを毎月1回報告すること。また、広告設定終了後は、広告配信の効果検証を行い、業務期間内に報告書を提出すること。

④注意事項

- ・業務の遂行にあたっては、業務に精通した経験者等SNSでの広告配信について理解している人材を充てること。
- ・広告の配信内容や方法等について、配信前に発注者の確認を受けること。修正があるときは、変更指示を受け、修正した内容について再度発注者の確認を受けること。

5 注意事項

- (1) 詳細について発注者と十分に協議・調整を行いながら制作すること。
- (2) 採用した企画案について必要な修正に応じること。
- (3) 本仕様に記載されていることを実現するための一切の費用は、本業務委託料に含まれる。
- (4) 成果物に関する権利関係の処理、関係機関への手続、掲載施設等への説明は受託者で行うこと。
- (5) 制作物に生じる受託者及び第三者の知的財産権その他一切の権利は、発注者に譲渡又は発注者の定める利用方法（鹿児島市ホームページやSNSその他インターネットへの掲載等）及び期間（期間無制限）で利用可能となるよう、追加の費用なく利用許諾すること。特に、モデル・著名人の起用やイラストを使用する場合、注意すること。
- (6) 業務の一部を再委託する場合は、事前に鹿児島市の承諾を得ること。
- (7) 掲載内容に誤りがないよう十分注意すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その決定に従うこと。
- (9) 本仕様書の内容は、受注者との協議の上、変更する場合がある。